

日本の工業化と保護貿易政策

山澤逸平

日本の工業化が欧米諸国との協定による低い関税障壁の下で始められたことは良く知られている。現在多くの発展途上国が著しく高い関税障壁を維持し、きびしい輸入制限を行ないながら、その工業化が停滞していることと照し合わせて、工業化初期の日本においては強制されたとは言え、自由貿易を維持したことを、急速な工業化を成功させた1要因と見る論者も少なくない。

しかし1899年(明治32年)関税自主権を回復して以来、1930年代始めまで、日本の関税率は漸次引き上げられていった。これは日本が重化学工業化を始め、その輸入代替化を推進した時期にあたる。すなわち日本の重化学工業化は保護貿易の下で進められたのであった。

本稿では戦前期日本の工業化過程、特に19世紀末から第2次大戦までの期間について、日本の保護貿易政策を分析する。この問題についての研究は従来かならずしも十分でなく、特に数量的分析はほとんど行なわれていない。本稿では関税を中心として基礎的資料を整理し、この研究の間隙を埋めることを狙っている¹⁾。

1 関税政策の変遷

1866年欧米列強との間に結ばれた改税約書はその後の日本の産業と貿易の発展にとっての初期条件を設定した。この条約の下で一方向的に日本の輸出・輸入税はほとんどの商品について従価換算5パーセントの低率に止められたのである。明治前期におけるインフレーションの中でこれらの関

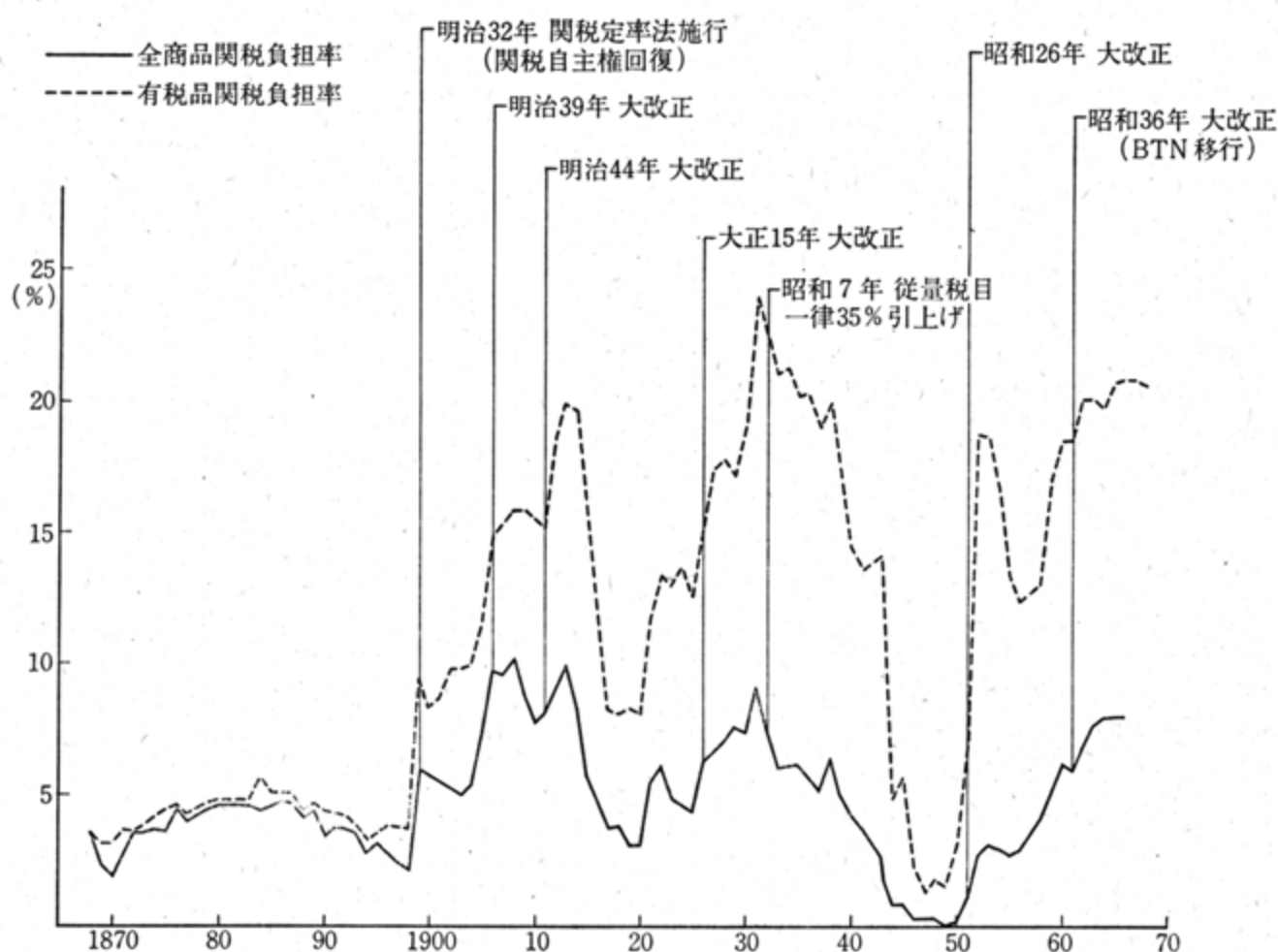
税率は実質2~2.5パーセントに低落した。当時は食料品、穀物、石炭を除いては工業生産用の粗原料も一律にこの5パーセント関税を課せられていた。長い間条約改正の努力を重ねた後で日本は1899年に関税自主権を回復した。関税定率法は1897年3月に制定され、1899年1月1日から施行された。関税定率法の一般改正は1906年、1911年、1926年に行なわれたが、ほとんど毎年部分的な改正が行なわれた。他方1911年の関税自主権完全回復までは英国をはじめとする列強からの主要な輸入品(すべての有税品輸入額の40パーセントに上った)には5~15パーセントの低い協定税率が適用された。さらに1932年の円の35パーセント切下げに際してはすべての従量税品は同一パーセントの増徴が行なわれている。

関税定率法と協定税率の他に特別税率という第3のカテゴリーがある。これには1923年関東大震災時における生活必需品に対する関税の減免税や凶作年における米・小麦の免税等が含まれる。これらは始めは暫定的に課税されたものであったが、そのうち少なからぬ数が関税定率表に組みこまれて長く存続した。1904~05年に日露戦費調達のために実施された第1次、第2次非常特別税は、協定税率下にあるものは除き、ほとんどすべての輸入品に5~20パーセントの増徴を行なったが、それが農業保護関税の端緒となった。1924年147税目にわたる奢侈品に付課された100パーセント関税は主として増収と国際収支改善のために実施されたが、1926年には関税定率法に組み入れられ、第2次大戦後まで存続した。

第1図には全商品平均関税率および有税品平均関税率の100年間にわたる推移が描かれている。平均関税率は1899年までは低水準に押えられていたが、その後漸次引き上げられ、第1次大戦中

1) 本稿はJ. Bhagwati及びA. KruegerのNBER研究プロジェクトから委託されて行なった、日本の経済発展過程における貿易政策についての研究にもとづいている。この研究の重要性を示唆し、研究の端緒を与えて下さった大川一司先生に謝意を表したい。

第1図 関税率の推移 1868~1967



及び戦後の落ち込みを除くと 1930 年代初めまで上昇を続けた。この傾向は全商品平均関税率よりも有税品平均関税率の推移の方に明らかにしている。第 1 次大戦期の落ち込みは価格高騰の結果従量税の従価換算率が低減したことによる。1930 年代後半では関税率は低下するが、これは重要物資輸入の減免税が拡大されたのと、日本の輸入貿易が次第に勢力圏内に限定されてきたことによると思われる。

1900~1940 年間に平均関税率は引上げられたが、それよりも注目すべきことは関税の付課が差別的になったことである。すなわちある商品の関税率を大幅に引上げる一方、他の商品には引き下げないしは無税にしている。これは 1899 年以降全輸入平均関税率と有税品輸入関税率との差が拡大していることから読みとれる。有税品輸入の全輸入額に占める割合は 1890 年以前の 95 パーセントの高水準から 1940 年の 30 パーセントまで急減している。これは部分的には原料品のような低

税ないしは無税品目の輸入のシェアの増大にもよるが、1890 年代後半までは大多数の原料品輸入も工業品と同程度の関税を付課されていたのである。差別的な関税付課は巧まれた産業保護政策の現われである。日本経済の完全自給自足を目的とするのでないかぎり、政策当局がすべての輸入品に一律に高関税を付課することはない。1 産業の保護は残りの産業すべてを犠牲にして始めて有効になるからである。

もちろん産業保護だけが関税付課の目的ではない。初期には主要歳入源は地租であり、関税収入はその数パーセントにすぎなかったが、関税収入が関税付課の主要目的であった。生糸や茶のような輸出品にも 5 パーセント相当の関税がかけられ、度重なる撤廃運動にもかかわらず関税自主権回復まで続けられたのもこのためである。しかし工業化が進むにつれて産業保護が主要目的になっていった。元来増徴のために付課された非常特別税や奢侈関税も関税保護の重要な契機となった。

第1表 日本の関税：1868～1967

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	平均関税率		有税品 輸入率	関税収入 の対歳入 総額比	類別平均関税率				平均関税率		有税品 輸入率	関税収入 の対歳入 総額比	類別平均関税率		
	(全輸入)	(有税品 輸入)			食料 品	工業 品	粗原 料品		(全輸入)	(有税品 輸入)			食料 品	工業 品	粗原 料品
1868	3.5%	3.7%	93%	1.1%	%	%	%	1918	3.7%	8.2%	46%	4.2%	14.0%	4.8%	0.6%
69	2.2	3.0	72	1.3				19	3.1	8.5	38	3.8	5.7	5.7	0.6
70	1.8	3.6	52	3.0				20	3.1	8.2	38	3.7	5.6	6.3	0.6
71	3.0	3.4	91	3.0				21	5.5	11.7	47	4.3	18.3	8.7	0.9
72	3.5	3.6	98	1.9				22	6.2	13.2	47	5.6	12.1	12.2	0.8
73	3.5	3.8	93	1.2				23	4.8	12.8	38	4.7	7.2	10.0	0.9
74	3.8	4.1	94	1.2				24	4.6	13.7	34	5.4	6.2	8.2	1.2
75	3.6	4.3	86	1.3				25	4.2	12.5	34	5.2	6.8	9.8	0.9
76	4.4	4.5	97	1.5				26	6.2	15.7	39	7.2	10.4	13.7	1.1
77	4.1	4.2	97	2.2				27	6.6	17.4	38	7.0	10.7	16.2	1.4
78	4.4	4.6	97	2.4				28	7.0	17.7	40	7.7	12.1	13.4	1.6
79	4.6	4.8	95	2.5				29	7.6	17.2	39	8.1	10.2	13.4	1.7
80	4.6	4.8	95	2.7				30	7.3	19.3	38	7.1	10.9	13.4	2.5
81	4.7	4.8	97	2.1				31	9.0	24.0	38	7.3	18.7	14.9	3.1
82	4.7	4.8	97	1.9				32	7.5	22.7	33	5.3	15.5	12.7	3.2
83	4.7	4.8	98	1.6				33	6.0	21.0	29	5.0	10.0	11.4	2.8
84	4.5	5.9	92	1.8				34	6.0	21.1	29	6.1	9.3	11.6	2.8
85	4.6	5.0	93	2.2				35	6.1	20.0	31	6.9	7.8	11.9	2.9
86	4.8	5.0	97	1.8				36	5.8	20.1	29	7.5	8.7	11.2	2.9
87	4.7	5.0	95	2.4				37	5.2	18.7	28	6.5	6.4	7.3	3.4
88	4.1	4.3	97	2.9				38	6.6	19.9	33	4.6	5.5	7.7	5.8
89	4.3	4.5	96	3.0				39	5.2	17.3	30	3.0			
90	3.5	4.4	81	2.8	0.2	5.2	4.2	40	4.3	14.3	30	2.2			
91	3.8	4.3	87	2.3	0.3	5.6	2.8	41	3.9	13.7	28	1.0			
92	3.8	4.2	90	2.7	0.3	4.9	4.4	42	3.2	14.0	23	0.6			
93	3.5	3.9	86	2.7	0.4	4.7	3.0	43	2.7	14.3	19	0.3			
94	2.9	3.4	88	3.6	0.3	4.7	1.4	44	0.8	4.5	19	0.1			
95	3.2	3.5	92	3.6	0.5	5.0	1.0	45	0.9	6.0	13	0			
96	2.8	3.7	76	2.6	0.5	4.3	1.0	46	0.2	2.4	10	0			
97	2.4	3.7	64	2.3	0.4	4.1	0.9	47	0.2	1.3	18	0			
98	2.2	3.7	60	2.9	0.4	4.4	0.9	48	0.3	1.8	17	0.1			
99	6.0	9.7	62	5.2	4.3	10.8	1.3	49	0.1	1.7	8	0.1			
1900	5.8	8.3	70	5.7	2.9	8.9	1.8	50	0.3	3.7	8	0.2			
1	5.6	8.7	65	5.3	2.1	10.4	1.8	51	1.0	9.5	11	1.4			
2	5.4	9.7	56	5.0	3.0	9.0	2.6	52	2.7	18.7	14	2.0			
3	5.1	9.7	53	6.3	2.3	10.3	2.3	53	3.1	18.5	17	2.5			
4	5.5	9.8	56	6.3	2.0	10.2	3.1	54	2.9	16.4	17	1.2			
5	7.0	11.6	60	6.4	5.3	9.7	4.2	55	2.6	13.4	20	2.4			
6	9.8	14.6	67	7.8	10.7	12.7	5.0	56	2.8	12.4	22	3.8			
7	9.5	15.2	62	5.5	11.1	13.2	4.2	57	3.5	12.5	28	3.7			
8	10.2	15.9	65	5.6	10.0	13.6	5.6	58	4.2	12.9	33	3.5			
9	8.9	15.9	56	5.2	11.3	13.0	4.2	59	5.3	16.9	32	5.1			
10	7.7	15.5	50	5.4	10.9	12.2	3.5	60	6.2	18.4	33	5.6			
11	8.1	15.0	54	6.4	12.3	12.1	3.3	61	5.8	18.4	32	5.5			
12	9.4	18.6	52	8.5	20.5	14.2	2.6	62	6.8	20.0	34	5.1			
13	10.0	19.9	50	10.2	26.2	13.6	1.9	63	7.7	20.0	38	6.0			
14	8.4	19.7	43	6.9	25.8	12.8	1.6	64	7.9	19.5	40	6.5			
15	5.6	17.2	33	4.3	25.9	8.7	1.6	65	8.0	20.5	38.9	5.9			
16	4.4	11.4	30	4.2	23.9	7.0	1.0	66	8.0	20.5	39.1	5.6			
17	3.6	8.4	43	3.5	19.3	5.8	0.7	67	8.0	20.3	39.4	5.0			

第1表(第5, 6, 7欄)には食料品, 工業品(加工食料品を除く), 原料品に分けて平均関税率の推移を示してある。工業品関税率の推移は第1図の有税品関税率の動きに類似しており, これについては以下の節で詳細に分析されよう。原料品関税率は1890年代始めまでは工業品関税率と同水準だが, その後主要原料品の関税が撤廃されていくにしたがって漸次引下げられていった。綿花関税は1896年に, 鉄鉱石関税は1901年に撤廃されている。原料品で無税になったものの数は1906年大改正によって49から89へ増加している²⁾。

産業保護の観点から食料品関税の推移を調べると興味深い。始め大部分の食料輸入は無税であったが, 1905年に非常特別税の一環として関税が付課された。米の輸入関税は1905年には15パーセントであり, 1913年には従価換算23パーセントに引き上げられている。小麦・大麦の関税は1905年には5パーセントから15パーセントに, 1911年にはさらに20パーセントに引き上げられている。また砂糖関税は1911年に従価10パーセントの協定税率が廃止され, いっきょに50~60パーセントに引き上げられた。砂糖関税収入の比重は大きく第1表の食料品関税の動きは多分に砂糖関税に左右されている。これら農産物関税はそもそも日露戦争中に地租増徴との権衡上実施されたものだが, 1906年の改正で関税定率表に組み入れられた。これは日本の農業保護を狙ったものであり, 国会ではこれをめぐって地主と商工業者との間に白熱した「穀物論争」がくり広げられた。1913年になってこの論争は最終的に結着したが, その結果日本帝国外からの米輸入に対しては60kgあたり1円の従量税(1910~12年の平均輸入価格で測るとその従価換算率は23パーセント)を付課し, 台湾・朝鮮からの米移入は免税となった。

本稿の主要課題は第2次大戦前の関税保護の分析であるが, ここで戦後の関税政策についても簡

単に触れておこう。戦争直後の数ヶ年間は日本の外国貿易は占領軍によって管理された。関税はほとんど徴収されなかったが, これは物価暴騰の中で大多数の従量税の従価換算率はほとんどゼロになってしまったのと, 100パーセント奢侈関税も外国人の消費財輸入には適用されなかったためである。1951年の一般関税改正ではすべての従量税は従価税に転換されたが, その結果は100パーセント奢侈関税の廃止や重要機械類免税が行なわれたにもかかわらず第1図にも明らかのように平均関税率を押し上げることになった。

続く10年間には2つの要因が働いて関税水準を押し上げていった。1つは機械類免税の漸次撤廃であり, もう1つは砂糖関税の引き上げである。砂糖関税は1951年の15パーセントから1956年の従価換算37パーセントに引き上げられ, さらに1959年には100パーセント以上に引き上げられた。砂糖の輸入額は全輸入額の3パーセントにしかあたらないうが, 関税収入では40パーセント近くを占めている。

他方この期間ではきびしい輸入制限が残存し, 関税は輸入競争産業の保護の上では補助的な役割しか果たさなかった。1960年以降輸入割当は撤廃されはじめたが, それに伴って関税体系の大規模改正が要請された。1961年の関税定率法の改正では, 関税の表示方式はブラッセル関税分類(BTN)に移行し, 個別産業の競争力に応じて関税率も改正された結果, 酪農製品, 化学品, 機械類のように関税率が引き上げられたものもあった。それ以降日本の貿易政策は自由化の方向に向った。輸入割当は大部分撤廃された。1967年には自由化された品目は1960年の輸入構成で測って98パーセントに達している。1967年以降はケネディ・ラウンドの関税交渉の結果関税率は平均して37パーセント引下げられるにいたった。

最後に強調しておきたいのは日本の関税政策の変遷が世界大の貿易自由化や保護主義化の動きと独立ではないことである。始め日本が自由貿易を強制されたのは, 1860年英国とフランスの間にCobden-Chevalier条約が結ばれた直後の世界的な貿易自由化の波の中であった。これは1879年

2) 他方工業品関税の引き下げが行なわれるのは稀であった。1925年に紡績業者とメリヤス業者との間で争われた綿糸関税撤廃問題は, すでに輸出産業として確立した産業においても, 関税引下げにいかにか抵抗が強いかを示している。

以降保護主義化の方向に転ずるが、この保護主義化の動きの中で日本は関税自主権を回復し、関税の引き上げを始めた。保護主義化の波は第1次大戦後もさらに強められ、1930年代には各自の貿易ブロック内でのオートルキーにまで進むが、この世界的な動きの中で日本も関税障壁を高めていったのである。

2 関税による産業保護——制度的分析

前節では日本の関税付課が工業保護を主たる目的として次第に差別的になってきたという仮説を提起した。本節と次節ではこの仮説についてさらに多くの証拠を示し、特に1890～1940年期間における工業品関税保護の構造について分析したい。ここでの主要なテーマは工業化の進展につれて関税構造がどのように変化したかを見ることである。そのためには2つの方法がある。1つは関税付課の原則や関税率表の構成等の制度的事実を詳細に調べることである。もう1つは個々の主要商品について関税率のデータを集め、工業品関税保護の時間的変遷を数量的に分析することである。この2つの方法は相互に補完し合うものであり、本節では制度的分析を、次節で数量的分析を扱うことにする。

関税政策の原則

関税率一般改正の折に行なわれた関税調査委員会報告には差別的関税付課による産業保護の方針を読みとることができる。1911年の関税率法大改正時に設けられた関税調査委員会の決議には、関税率表を定めるにあたって原則として収入主義を採用し、必要に応じて保護主義を加味すべきであるという、関税付課の原則を打ち出している。しかしこの決議は日本政府が対外的に保護主義的であると見られるのを避けたいという配慮が働いていたと考えられ、事実関税率表の基本原則は産業保護であったと言える。なるほど1904～5年の2度の非常特別課税や1924年の奢侈関税は歳入増徴の一助として行なわれたであろうが、前者は農業保護関税の発端になったし、後者は外国製の消費財輸入への禁止的関税を関税率表の中に定着させてしまった。第1次大戦後及び1920年代

始めに続いて立法化された諸々の特別関税はいろいろな機会を把えて個々の産業の保護を実現したのである。鉄鋼関税、合成染料その他の化学品の関税引上げ等である。これらの産業はいずれも第1次大戦中に発足したか、急速に発展したものであり、戦後復活した外国品との競争に直面して関税保護を要求したものであった。

1926年の一般税率改正時の関税率改正委員会の改正方針には、「歳入増加を本来の目的とせず、もっぱら内地産業の生産条件を有利ならしめる」ことが明記されている。そしてこの大改正では新興の重化学工業品の関税率が引上げられた。これに続いて1927年の砂糖・澱粉関税、1929年の木材関税、1931年の人絹関税、そして1932年の銑鉄及びその他重工業品関税の引上げがあった。1936年には再度新興産業保護を目的とした関税改正が計画されたが、政変等で成立せず、1937年の自動車、石油等数商品の関税引上げに終わっている。

関税率表分類の細分化

一般関税率表の商品分類の変遷を見れば差別的関税付課が明らかである。1899年の関税率表には僅か532税目しかなかったが、1906年の一般関税改正では19類、538種、819税目からなる標準商品分類が採用された。この分類方式は1961年BTN方式に移行するまで存続したものである。しかしこの分類方式の中でも税目分類はさらに細分化され、1911年には1599税目、1926年には1699税目になっている。商品分類の細分化は国際貿易に新産業・商品が登場したことを反映しているが、同時にきめ細かい国内生産保護を行なうために必要とされたのである。

逓増的関税構造

1899年の最初の関税率表では0から40パーセントまで5パーセントきざみで9段階の関税率を設定した。個々の商品は主としてその加工度にしたがって、そのうちの1つの段階の関税率を課せられた。原料輸入には0～5パーセント、半製品には10パーセント、最終財には15～20パーセント、そして奢侈品には25パーセント以上であった。1906年の関税率表ではこの逓増の程度がさ

らに急になった。原料の0~5パーセントは据え置きだが、原料用製品は15~20パーセント、全製品は30~40パーセント、奢侈品は50~60パーセントへと引上げられた。1926年改正の関税率表でもこの逦増的関税構造は維持されたが、さらに国内の輸入競争産業への保護や将来国産化の見込みや輸出競争力へ与える影響(輸出産業で用いられる原料の場合)等の要因を考慮して、さらに差別化が行なわれた。

従価税対従量税

1899年の関税率法では原則として従価税を採用したが、実施上の便宜から最近6ヶ月間の平均輸入価格を用いて従量税に直して徴税を行なった。1906年の関税率法改正では商品によって従価税あるいは従量税で関税を定めたが、漸次従量税目の比重が増加していった。1920年以前の輸入価格の上昇期には従量税の従価換算率は低下したので数回にわたって引上げ調整が行なわれた。特に第1次大戦中の輸入価格暴騰によって従量税の従価換算率は数パーセントにまで下ってしまったために、1921年には多くの従量税品目の関税を従価税に直すことによって関税負担率を元の水準に戻している。(もっともその大部分は1926年大改正時に従量税に戻されている。)

輸入価格が低下傾向にあった1920年代には従量税の従価換算率は逆に上昇したが、引き下げ調整が行なわれるのは稀であった。1932年6月には為替相場引下げに対応して従量税目は一律35パーセント増徴された。この調整はドルの円価格の35パーセント騰貴に伴う輸入品円価格上昇に対応して従量税を引上げ、従価税との関税負担のバランスを保つために行なわれたと主張されたが、多くの輸入品の円価格は35パーセントも騰貴しなかったのであるから、この調整によって保護が増強されたことになる。そもそも為替相場引下げ自体が、国内価格の比例的上昇によって相殺されないかぎり、輸入関税と輸出補助金とを合わせた効果をもつものである。したがって1932年には国内生産保護は2重に増強されたことになる。

関税政策のその他の側面

関税率法は工業保護関税を高める一方、それと並んで補足的な関税をも整備した。1906年の相殺関税、報復関税、反ダンピング関税の設定がそれであり、さらに輸出促進のための減免税措置がある。始めの3つは外国の輸出業者による「不公正競争」に備えて設けられたが、1936年までは実施されなかった。1930年代の世界大の保護主義化の中でこれらは強化されて1934年に「通商擁護法」になり、その下でカナダとオーストラリアに対してその両国の日本品差別関税の報復として両国からの輸入品に一律50パーセントの課徴金を課したのである。これはいずれも6ヶ月後に両国との新通商協定が締結されて撤廃された。

他方輸出促進については、輸出税はすでに1899年に全廃されている。また輸出産業に投入される原料輸入の減免税及び戻し税の制度は1906年に設定されており、1927年にはさらに輸出促進のための保税工場法が制定された。

3 関税による産業保護——数量分析

1では関税収入額を総輸入額で割って求めた全商品平均関税率や、それを工業品、原料品、食料品のような大商品分類について求めた平均関税率の推移を見た。しかしそれらは個々の商品の関税率をその輸入額ウェイトで加重平均したものにはかならず、高関税のものほど輸入が抑制されてウェイトを低める結果になり、関税水準を過小評価するバイヤスがあることはよく知られている。さらに差別的関税構造を分析するためには、平均関税率ではなく、個々の商品の関税率を調べる必要がある。そのために61品目を選び、1893年から1938年まで5年おきに個別品目関税率を計算した。(第2表参照)

その基礎資料は、大蔵省関税局編『大日本外国貿易年表』中の主要港別輸入統計表である。この統計には個別商品毎に日本の主要港別の外国からの輸入額(したがって台湾、朝鮮からの移入を除く)と関税徴収額とが記録されている。ここでは商品別に全国合計の収税額を輸入額で割って、いわゆる「関税負担率」を計算した。関税率表の名目税率の方がより適切だが、技術的に利用困難で

第2表 個別商品の関税率(%)

品 目	年 次	1893	1898	1903	1908	1913	1918	1924	1928	1933	1938
1 米		0.00	0.00	0.00	13.67	18.72	9.92	0.72	13.98	41.24	28.20
2 小麦		0.00	0.00	4.22	13.46	17.49	8.80	2.90	17.09	9.38	11.47
3 コーヒー		5.05	4.94	25.68	44.81	32.72	32.51	27.44	25.23	40.21	55.62
4 穀類及びでんぷん		0.00	0.00	9.26	31.63	28.43	15.60	17.93	27.48	36.41	17.13
5 砂糖		3.38	3.00	5.05	33.32	44.35	34.56	14.50	13.27	1.90	6.64
6 果実かんづめ		—	—	—	42.41	33.16	22.91	21.99	100.00	100.45	90.62
7 肉かんづめ		2.86	3.81	10.01	19.72	33.42	17.22	6.51	25.00	24.97	27.67
8 コンデンスミルク		4.99	5.00	5.44	4.68	20.80	12.48	4.74	18.48	39.55	24.74
9 ウイスキー		4.87	5.01	33.28	83.60	95.87	43.90	48.44	100.00	100.00	183.06
10 くり綿		2.45	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
11 羊毛		5.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.17	0.01	0.00
12 綿糸		4.28	2.94	5.79	4.08	8.33	3.37	1.19	3.77	3.02	0.04
13 毛糸		3.21	2.90	7.49	4.47	7.30	4.27	2.01	7.37	14.36	5.94
14 人絹糸		—	—	—	—	35.16	12.82	21.55	53.85	60.85	32.62
15 綿織物		5.26	4.12	7.12	5.98	10.87	3.59	3.18	14.23	0.81	—
16 毛織物		3.01	2.53	9.39	9.16	16.43	6.78	4.90	12.68	12.95	12.48
17 ジュート織物		3.12	3.38	10.17	4.50	15.30	8.22	4.60	3.50	8.10	5.57
18 肌着		1.79	1.84	18.74	30.70	29.16	13.25	7.22	25.52	25.16	4.35
19 くつ下		0.00	0.00	20.04	23.27	33.94	16.73	29.49	—	—	—
20 じゅうたん		4.94	4.99	20.72	36.69	29.62	16.92	32.48	89.57	79.02	213.21
21 木材		4.96	4.99	5.00	7.13	6.50	2.81	0.17	2.06	15.52	4.71
22 天然ゴム		6.45	5.08	4.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
23 靴底革		2.23	1.34	8.68	7.58	18.16	12.05	13.51	13.69	17.04	16.86
24 製紙用パルプ		—	5.01	6.35	4.24	4.59	1.91	2.55	2.92	3.60	1.76
25 ゴム製品		4.98	5.00	9.99	10.90	28.54	12.21	11.41	21.97	14.61	7.86
26 紙		5.01	5.00	10.51	11.32	13.94	6.16	8.38	12.38	15.24	0.81
27 板ガラス		4.06	5.01	16.36	6.77	21.57	9.06	4.36	26.84	14.61	7.02
28 はきもの		4.84	5.10	19.95	40.00	36.67	27.41	7.52	48.87	50.00	75.00
29 鉛筆		4.96	5.00	14.99	25.95	31.21	8.94	—	21.42	15.64	23.40
30 写真用フィルム		—	—	—	—	19.62	16.61	19.66	30.77	23.55	17.55
31 楽器		5.18	5.06	15.18	39.12	34.85	22.75	25.56	30.84	37.18	29.70
32 採油種		5.01	5.00	4.37	10.49	11.03	6.30	3.48	1.17	1.48	1.70
33 植物性油		5.05	4.53	10.68	8.33	2.14	2.56	5.43	12.00	10.56	11.80
34 獣脂		5.22	5.00	8.44	8.47	4.68	2.88	0.01	5.02	8.66	8.44
35 石油		5.00	5.00	14.54	45.89	38.06	18.45	8.55	12.82	26.31	—
36 石炭		0.00	0.00	6.58	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
37 パラフィン・ワックス		4.98	4.99	0.00	2.17	13.93	9.36	50.11	49.10	17.66	8.09
38 苛性ソーダ		4.99	4.99	9.36	9.15	10.81	2.65	14.86	17.86	21.07	19.88
39 クロール酸カリ		5.00	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	16.40	—
40 硫安		—	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
41 合成染料		5.01	5.00	10.00	7.06	13.95	1.21	31.33	44.98	32.79	26.46
42 セルロイド		—	4.99	10.66	17.09	33.83	0.00	—	—	—	—
43 せっけん		2.34	3.29	11.95	9.32	23.78	13.43	13.37	60.75	55.36	96.12
44 香水		5.45	4.97	8.34	7.32	11.67	6.39	10.37	55.70	55.76	132.33
45 鉄鉱石		—	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—
46 鉄鉄		4.17	3.61	4.20	3.87	3.53	0.54	2.63	3.77	15.23	—
47 鉛		5.09	3.59	5.06	4.00	3.79	1.63	2.01	2.67	4.77	—
48 形鋼		3.73	2.60	6.56	6.88	13.22	3.16	5.16	18.00	24.13	—
49 銅板		3.33	2.68	6.63	5.43	9.62	1.78	1.27	16.87	23.51	—
50 銅管		4.90	5.00	10.00	10.04	13.56	4.63	5.46	17.23	11.34	—
51 釘		2.19	1.96	11.40	9.14	20.28	6.33	2.69	16.64	12.34	8.01
52 鉄道用レール		5.01	5.00	4.65	3.14	19.82	6.00	4.34	29.02	24.34	—
53 建設材料		—	5.00	20.01	25.00	21.65	7.84	6.38	16.29	9.82	29.41
54 刃物		4.92	5.07	20.00	40.00	32.27	24.80	—	34.18	36.46	26.93
55 船舶		1.46	0.40	5.00	10.00	15.52	2.76	19.79	13.19	37.50	—
56 工作機械		4.55	5.00	10.00	15.00	14.31	7.49	7.42	13.09	12.73	1.61
57 紡績機械		5.00	5.00	10.00	15.00	18.70	8.52	6.09	13.16	8.99	7.17
58 発電機		—	5.03	10.00	15.00	20.78	9.14	9.07	17.64	8.36	13.02
59 自動車		—	—	—	—	30.60	31.06	14.03	29.06	34.45	—
60 カメラ		5.00	5.01	15.03	50.00	48.55	49.79	51.05	42.31	60.71	45.27
61 時計		5.01	5.00	25.52	40.95	29.67	19.00	13.94	28.20	25.84	30.24
62 全輸入品		3.51	2.26	5.17	10.30	10.09	3.76	4.65	7.06	6.03	6.60

ある。すでに述べたようにほとんど毎年小規模の関税改正があり、しかも一般税率に加えて協定税率、特別税率、暫定的減免税措置等が入り組んでおり、実際に適用される税率を見出すには煩雑な作業が必要である。さらに大部分を占める従量税の従価換算を行なうには、適切な輸入価格を見つけなければならないからである。(詳細は5資料補遺を参照されたい)

この61品目の全輸入額に占める割合は上記の全期間を通じて60~70パーセントであった。原資料での商品分類は全期間を通じて一定ではなく、後の年次になるほど細分化される傾向がある。したがって個々の品目の中には数個の同質的商品を一括したものも含まれるが、それらは関税率に大差はなく、平均関税負担率に見られる上述の過小評価のバイヤスは小さいと考えられる。

本節の課題はこれら個別品目の関税率の資料を用いて、1890~1940年間にわが国の関税付課が差別的になっていくことを数量的に確かめることであり、さらにその差別化の基準を見出すことである。

まず61品目の個別関税率の平均値の動きを見てみよう。その単純算術平均値(第3表、最終行の数字)は1900年以降上昇し、1918年、1924年の落ち込みを除いて第2次大戦まで着実に上昇している。しかし各商品の輸入額をウェイトとして加重平均値を求めてみると、それは1913年まで上昇した後は1920~1930年代にかけてむしろ低下している。これは無税または低率の品目(原料等)の輸入が増加したことにもよるが、すでに述べた関税の輸入抑制効果を反映して、過小評価の傾向をも表わしている。61品目の関税率の標準偏差をとってみると、1900年前の非常に低い水準から第1次大戦まで上昇し、1918年、1924年の落ち込みを経て、第2次大戦前まで増加している。これらは関税付課が差別的になったことを反映していると考えられよう³⁾。

3) 61品目の輸入額ウェイトの加重平均値は1893年から始めて3.4 1.7 3.3 9.9 9.7 3.5 3.1 6.2 5.7 1.2である。同じく61品目の単純平均値の周りの標準偏差は1.7 1.8 7.0 16.7 15.8 10.9 12.5 22.9 22.8 45.0である。

それではどのような基準で関税構造は差別化されてきたのであろうか。個々の商品の関税率はそれぞれの特殊な事情を反映することがある。関税構造の差別化のパターンを明らかにするには、61品目を何か共通の特色をもったグループに分割して、その平均的な関税率を比較するのがよい。ここでは産業別と用途別(または加工段階別)分類をとった。産業別分類は、農業、その他1次産業、繊維産業、その他軽工業、化学、金属、機械の7分類であり、用途別分類は食料、粗原料、中間財I、中間財II、資本財、消費財(加工食料を除く)の6分類である。そして各年次について各グループの単純算術平均値を計算した。単純算術平均をとったのは前述の過小評価のバイヤスを避けるためである。(第3,4表参照)

関税保護の構造は工業化の進展にどのように対応しているであろうか。すでに述べたように日本の軽工業は1900年以前の自由貿易下で輸入代替化のプロセスをほとんど完了しているが、重化学工業の発足とその輸入代替化は正に関税保護の下で行なわれた。もし幼稚産業保護論が主張するように個々の産業の発達の初期に関税保護が与えられるとするなら、関税自主権回復後の初期においては軽工業品の関税率の方が高くとも、やがて重化学工業の発足と輸入代替化につれて漸次重化学工業品の関税率の方が高められ、軽工業品関税率を上回っていくことが期待されよう。個々の産業の平均関税率の推移を比較すると、いずれも上述の単純平均値と同じ上昇のパターン(上昇の勾配はより急になるが)が共通に見出されるが、産業間の格差は不明確であり、軽工業(繊維、その他軽工業)と重化学工業(化学、金属、機械)との輸入代替化の時間的ズレに対応した関税構造の変化は見出されない。(第2図参照)

他方用途別分類による関税率の推移の比較からは第3図に示されるような明確な差別的関税構造が見出される。すなわち原料輸入には無税あるいは低税率、中間財・資本財に中程度の税率、そして消費財や食料(その大部分が加工食料品)に高関税というように加工度が高まるにつれて関税率を高めていく、いわゆる逡増的関税構造(escalated

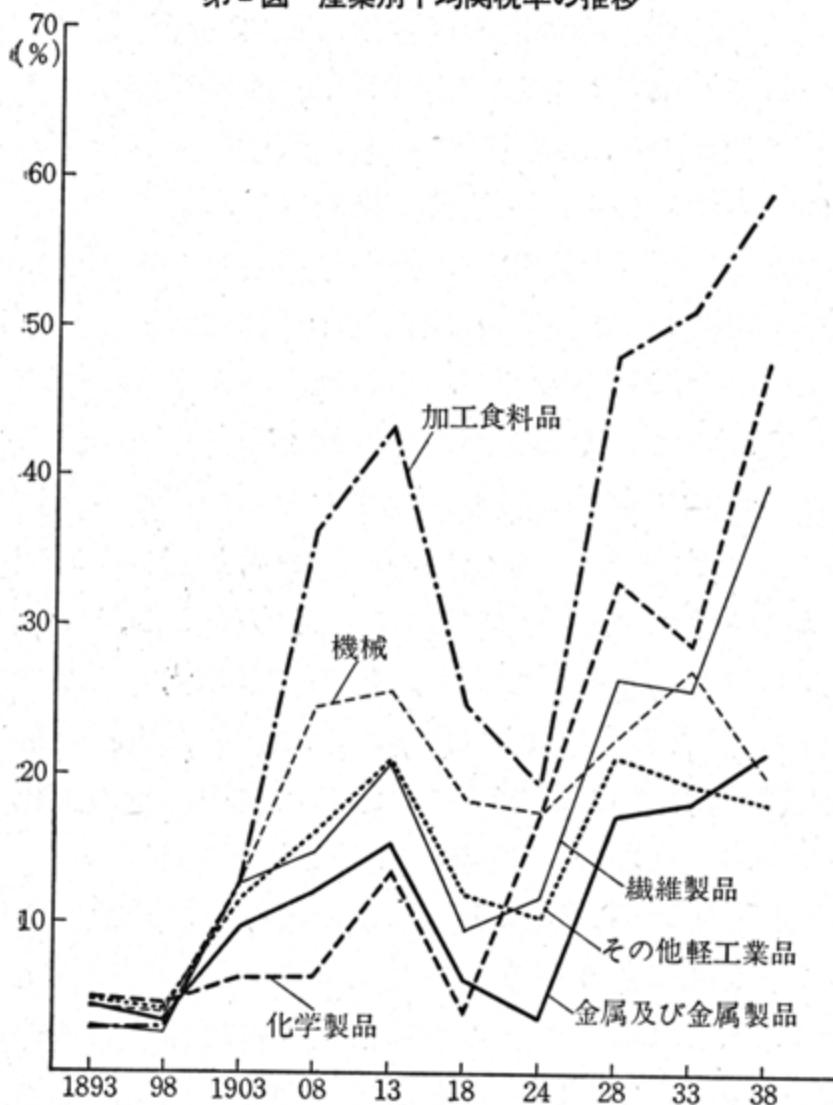
第3表 類別平均関税率(産業別分類)

年 次	1893	1898	1903	1908	1913	1918	1924	1928	1933	1938
A 農産物	2.52	2.49	8.57	20.61	19.99	14.39	8.63	14.37	23.08	24.24
C (非農)粗原料品	3.96	2.79	5.66	8.73	6.42	3.34	1.77	4.01	7.63	4.16
A+C 1次産品	3.43	2.68	6.63	12.69	10.94	7.02	4.06	7.46	12.78	12.19
B 加工食料品	3.22	3.36	12.61	35.89	42.67	24.44	19.02	47.37	50.55	58.31
D 繊維製品	3.20	2.84	12.43	14.86	20.68	9.55	11.85	26.31	25.54	39.17
E その他軽工業品	4.71	4.62	11.86	16.21	21.11	11.71	10.33	20.97	19.15	18.00
B+D+E 軽工業品	3.78	3.69	12.24	20.87	26.13	13.99	13.07	29.35	29.13	34.96
F 化学製品	4.63	4.75	6.29	6.51	13.50	4.13	17.15	32.63	28.43	47.15
G 金属及び金属製品	4.17	3.83	9.83	12.06	15.31	6.30	3.74	17.19	17.99	21.45
H 機械	4.20	4.24	12.59	24.33	25.45	18.25	17.34	22.38	26.94	19.46
F+G+H 重化学工業品	4.32	4.24	9.32	13.33	17.66	9.06	12.34	23.47	23.89	31.75
T 全商品	3.91	3.71	9.88	16.19	19.81	10.68	10.93	22.60	23.76	29.16

第4表 類別平均関税率(用途別分類)

年 次	1893	1898	1903	1908	1913	1918	1924	1928	1933	1938
A+B 食料品	2.91	2.97	10.81	29.78	33.60	20.42	14.86	34.17	39.56	44.69
C 粗原料品	3.96	2.79	5.66	8.73	6.42	3.34	1.77	4.01	7.63	4.16
I 中間財I(軽工業品)	4.04	3.45	6.60	4.07	12.25	5.74	6.80	13.60	16.48	9.54
J 中間財I(重化学工業品)	4.84	4.44	3.72	3.84	6.41	2.84	13.92	14.68	15.02	13.99
I+J 中間財I	4.49	3.95	5.16	3.96	9.60	4.42	10.04	14.09	15.82	10.65
K 中間財II(軽工業品)	4.24	4.17	10.59	8.10	18.11	7.67	6.14	15.27	11.05	6.75
L 中間財II(重化学工業品)	4.04	4.03	8.88	9.42	16.21	3.44	7.08	19.88	17.29	15.97
K+L 中間財II	4.14	4.09	9.56	8.89	16.97	5.13	6.67	17.90	14.61	10.85
M 資本財	3.67	3.86	8.75	13.75	17.33	6.98	10.60	14.27	16.89	7.27
N 消費財	4.04	4.12	17.31	31.21	30.12	20.55	20.43	41.43	41.59	63.10
T 全商品	3.91	3.71	9.88	16.19	19.81	10.68	10.93	22.60	23.76	29.16

第2図 産業別平均関税率の推移



tariff structure)である。第3図からはそれが1900年以降1930年代にかけて生成されていく過程を読みとることができる。産業別分類には種々

の加工段階の商品が含まれているために、産業間差別のパターンはこの逡増的構造が入り込んで上述のように不明確になったのであろう。ここから加工段階に応じた逡増的関税構造こそ日本の戦前関税構造の基本型であると見なしてよいであろう。

このような関税構造は多くの先進国において見出されているものであり、巧まれた加工製造業保護の効果をもっている。この関税構造では通常中間財、最終財加工段階に見掛け以上の高い保護を与えることになるからである。ある財の輸入に付課された関税がその商品の国内生産を保護する程度は、その財の生産に投入される原料や中間財の輸入にどの程度の関税が付課されているかにも依存する。したがって関税による保護の効果は、名目関税率ではなく、その財の生産における付加価値が自由貿易の場合に比してどれだけ高められるかを表わす実効保護率(effective rate of protection)によって測られるのが正しい。当該財(j) 1単位あたりの投入財(i)の費用を a_{ij} とすると、当該財生産の付加価値率 v_j は、

$$v_j = 1 - a_{ij} \dots \dots \dots (1)$$

で表わされる。i, j 両財とも一部分輸入で賄なわ

れており、その国内価格は輸入価格(所与とする)に等しいとしよう。今 i, j 財に t_i, t_j の輸入関税が付課されると、この関税構造の下での j 財生産の付加価値率は

$$v_j' = (1+t_j) - a_{ij}(1+t_i) \dots\dots\dots (2)$$

他方(1)式は自由貿易下での付加価値率と考えられるから、それに比べての付加価値率の上昇は

$$\tau_j \equiv \frac{v_j' - v_j}{v_j} = \frac{t_j - a_{ij}t_i}{1 - a_{ij}} \dots\dots\dots (3)$$

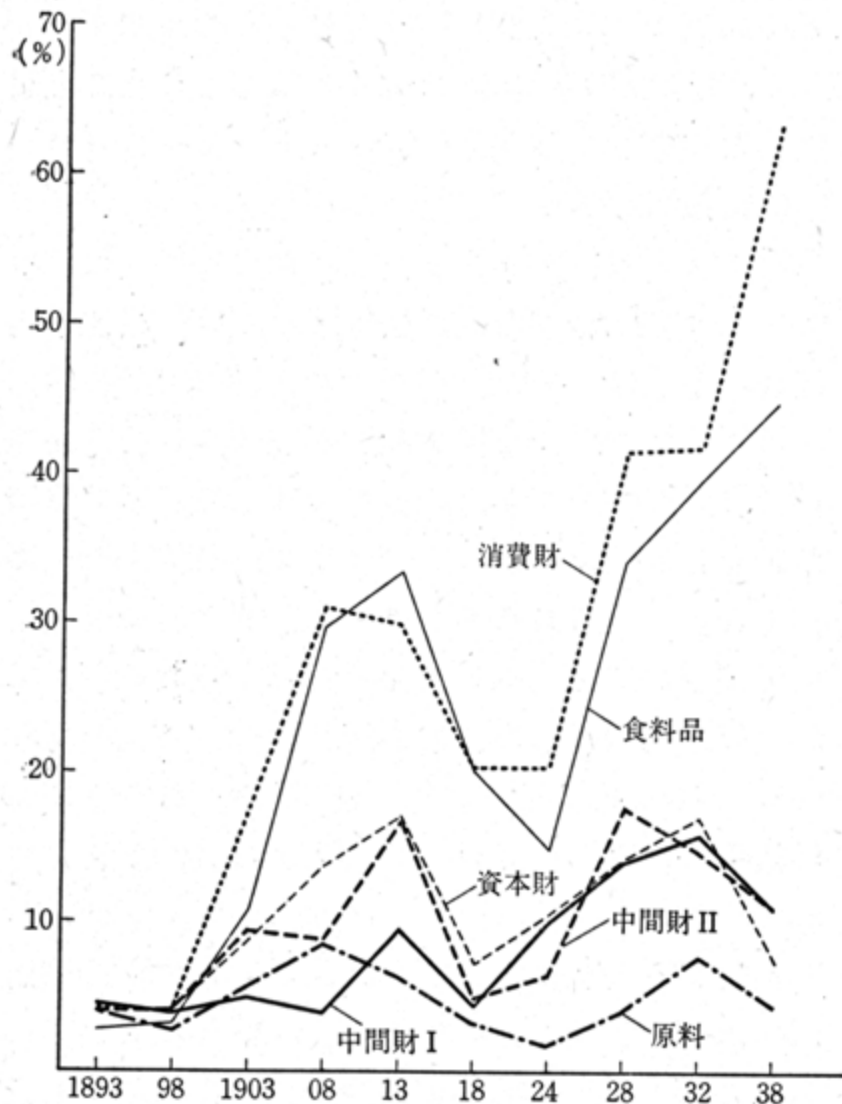
で表わされる。これが j 財生産の実効保護率である。(3)式を変型するとつぎのように書かれる。

$$\tau_j - t_j = \frac{a_{ij}}{1 - a_{ij}} (t_j - t_i) \dots\dots\dots (4)$$

今 $1, 2, \dots, n$ 財を加工段階別に並べた生産物であるとし、それぞれ1つ上の生産物の生産にのみ投入されると仮定すると、(4)式を用いて名目関税率の逡増的構造と実効保護率のそれとの関係を導びくことができる。(4)式においては $t_j > t_i$ であるかぎり、 $\tau_j > t_j$ であり、しかも $a_{ij} > 0.5$ であれば、名目関税率の逡増的構造は実効保護率のさらに拡大された逡増的構造を生んでいる。

実効保護率を測定するには投入産出係数の資料

第3図 用途別平均関税率の推移



が必要だが、戦前期ではそれが得られないので、第3図に示した関税構造が各加工段階にどのような実効保護率を与えているかを測ることはできない。しかし低次の加工段階では一般に a_{ij} の値は高く、0.5を超えており、しかもわが国の場合原材料はほとんど無税で輸入されるから、(4)式から明らかのように実効保護率は名目関税率の2倍以上になるであろう。高次の加工段階になるほど付加価値率は高まるが、同時に名目関税率の逡増の程度も高まるから、最終消費財の実効保護率は名目関税率をかなり上回るであろう。

日本の平均関税率は61品目の単純平均をとっても高々20~30パーセントであり、ヨーロッパ諸国の同じ工業化段階における平均関税率に比べて高い方ではない。いわんや戦前期の米国の高関税や、今日の発展途上国の50~100パーセントの高関税とは比較にならない⁴⁾。しかし上述のような加工製造業保護を目的とした関税構造をとっていたことは注目すべきであろう。この関税構造は第2次大戦後にも存続し、その下で日本の輸入構成は粗原料輸入に極端に偏ったものとなった。発展途上国や伝統的な1次産品輸出国の工業化志向が強い今日、この逡増的関税構造はこれら諸国の工業化を抑制するものとして非難されており、日本の輸入政策の根本的な転換が要請されている⁵⁾。

4) 1902年のドイツ、フランス、イタリアの工業品平均関税率はそれぞれ25, 34, 27パーセントであり、米国、ロシアのそれは73, 131パーセントであった。また1960年代におけるアルゼンティン、ブラジル、パキスタンの工業品平均関税率はそれぞれ141, 99, 93パーセントである。出所、I. Little, T. Scitovsky & M. Scott, *Industry and Trade in some Developing Countries—A Comparative Study—*, O. E. C. D., 1970. Table 5.1. 今日の発展途上国ではこれらの高関税に加えてきびしい輸入数量制限がある。上掲書ではこのように厚い保護障壁がかえって真に国際競争力を備えた工業化の達成を妨げていることを指摘している。この点を考えると、戦前期日本では関税が適度に押えられた(特に逡増的関税構造の下で中間財・資本財の関税率が比較的強く抑えられた)ためにかえって輸入品による競争圧力が保たれ、生産能率化が阻害されずすんだと言えるかも知れない。

5) 実効保護率の概念を用いて戦後日本の関税政策を分析したものとしては、山澤逸平「関税構造と産業保護」、『世界経済評論』1967年6月号を参照されたい。

4 関税以外の保護貿易政策

第2次大戦前においては関税は保護貿易政策のもっとも主要な手段であった。これまでもっぱら関税政策の分析を行ってきたのはそのためである。しかし工業化を推進するために日本の政府は関税以外の手段にも訴えた。

関税自主権回復前において官費による先進技術の導入や普及といった直接的な政府援助が繊維産業の発展に果たした役割は決して小さくはなかったであろう。重化学工業の発展過程では政府の役割はさらに大きかった。造船業、製鉄業、自動車産業のような重要産業には生産補助金が与えられ、法人税の減免税措置がとられた。ことに製鉄業の場合には官営製鉄所を設立して創業時の欠損を政府の一般会計で賄っている。これらの政策が日本の工業化に果たした役割は関税の効果を上回ったとも言えよう。しかし関税と異なり、これらの政策についての文献・資料は少なく、ましてその数量的把握は困難である。以下ではそれらのうち輸入数量制限、政府の国産品優先需要、そして輸出振興政策について簡単に解れるに止めよう。

輸入数量制限

1937年になって始めて日本政府は輸入数量制限に訴えた。輸入数量制限自体世界的な保護主義化の高まりの中で1931年フランスが実施するまではどこの国でも永続的政策として採用されたことはなかった。フランスに続いてヨーロッパの主要国が実施し、日本の輸入数量制限の実施はむしろ遅い方であった。

それは1937年1月に円為替安定化のために為替管理を導入したことに始まり、最初は過去の輸入実績に合わせて各輸入業者に輸入許可を与えたが、同年9月には貿易統制法によってより厳しい輸入割当制に移行した。この制度は国際収支の赤字を改善し、軍需物資の供給を確保する目的で仕組まれたものであった。しかし自動車や金属工作機械等の少数の例外を除いては、輸入数量制限が第2次大戦前の日本の工業化にあまり影響をもたなかったと言ってよいであろう。

政府の国産品優先購入

1産業の発展の速度は国内市場の大きさとその成長率によって決められる。しかし輸入代替化の過程では国内生産者は輸入品と国内市場のシェアを争わなければならない。輸入代替化は基本的には国産品のコスト引下げと品質向上によって達成される。しかし国内需要の1部が若干のコストや品質の差はあっても国産品のために確保されるとしたら、輸入代替化の速度はかなり促進されるであろう。戦前の日本では鋼材や船舶、自動車のような工業品に対する国内需要の大きな割合が鉄道建設等のための官需や軍需であった。鋼材を例にとろう。1903年には八幡製鉄の販売量の2/3が官需であった。1921年にはこの比率は50パーセントになり、1925年にも24パーセントのシェアを保っている。もし機械や金属製品の民間製造業者の鋼材需要のうち官需によって喚起された部分をも含めるならばこの数字はもっと大きくなったであろう。もちろん品質が悪く、高コストであってもこれらの官需の全部が国産品に向けられていたわけではない。しかし重要商品の輸入代替化と自給自足が戦前期を通じての日本政府の主要政策目標であったことを考えらると、国産品と輸入品との品質やコストの差が許容しうるものであるかぎり、政府が国産品優先需要政策をとったことは疑いえないであろう。

輸出振興

第1次大戦後ヨーロッパ勢が世界市場に復活するにつれて、日本の輸出は停滞し、輸出振興が叫ばれるようになった。1920年代から1930年代にかけては種々の輸出振興政策が実施された。生糸、綿織物、セルロイド、雑貨類のような日本のすでに確立した輸出品についてはまず品質検査制度の拡充である。さらにラテン・アメリカ、中近東、大洋州等の新市場への進出を促進するために、これら新市場向け輸出手形の銀行引受けに政府保障が与えられた。これらの輸出奨励策はすでに1920年代半ばに立法化され、1930年代始めに強化されている。

他方新興の重化学工業品輸出については、政府が輸出先を世話したのである。1930年代これらの商品の輸出は満州・関東州向けに着実に増加した

が、それらはこの地域への政府の直接投資増加と結びついていたのである。

5 資料補遺

戦前期日本の関税政策についての文献は比較的豊富である。まず〔1〕及び〔2〕は関税を中心とした通商政策史になっている。しかし政策当局の編纂によるためか、政策決定の裏面や政策論争については十分に窺いえないきらいがある。しかし最近刊行された〔3〕はより客観的な分析視点に立って、税関制度・関税政策のみならず、日本貿易と保護貿易政策の変遷について説明している。なお第2次大戦後の関税政策について言えば、昭和38年までは〔5〕がすぐれた分析を与えてくれるが、その後ごく最近までの10年間におけるわが国関税政策の顕著な進展については、上述の〔3〕に〔5〕と同じ著者による分析がある。〔6〕No. 144の柴崎芳博「わが国関税政策の変遷」は戦前・戦後を通じての簡潔で要を得た関税政策史である。〔4〕は関税政策についてのもっとも基本的な資料集である。なお特定の時機、特定の関税論争についてはそれぞれ調査報告書、賛成・反対意見等が刊行されている。本稿のテーマに関連しているものを1つ上げれば、〔7〕は1920～30年代初期の保護貿易化傾向についての鋭い分析を行なっている。

本稿の第1～3表の基礎資料は〔4〕、〔6〕、〔8〕に収録されている。以下順を追って説明しよう。

《第1表(1)～(4)欄》(1)～(3)欄は〔6〕の「わが国の輸出入額及び担税率の推移」からとった。(1)、(2)は関税収入額を総輸入額、有税品輸入額で除した関税負担率であり、(3)は有税品輸入額の総輸入額に占める割合である。輸入額はいずれも日本本土(内地)の外国からのcif輸入額であり、戦前期では台湾・朝鮮からの移入を含まない。(4)は1935～67年については各財政年度の関税収入を中央政府歳入で除したもののだが、1935年以前については関税収入のみは暦年の値である。中央政府歳入は江見康一・塩野谷祐一『政府支出』、長期経済統計、No. 7、東洋経済新報社、昭和41年によった。

《第1表(5)～(7)欄》〔8〕の主要港別輸入統計

表の17分類を食料品、工業品(加工食料品を除く)、原材料に3分して、それぞれについて収税額の合計を輸入額(cif)合計で除して求めたものである。戦後については同種の統計は公表されていない。

《第2表》〔8〕の主要港別輸入統計表より工業品を中心に61品目を選び、各品目について全国合計の収税額を輸入額で除して個別の関税負担率を求めた。輸入額は日本本土(内地)の外国からのcif輸入額であり、1897年以降の台湾からの移入及び1912年以降の朝鮮からの移入は含まれないが、満州及び関東州からの輸入は含まれている。

関税率を計算したのは1893、1898、1903、1908、1913、1918、1924、1928、1933、1938年の10年次であり、主要改正年次を間にはさむように選ばれている(第1図参照)。なお1924年の値をとったのは関東大震災で1922、23年両年の大日本外国貿易年表が公刊されていないためである。なお1924年の3月までは生活必需品特別免税措置で多くの輸入品が無税輸入されていたことを留意されたい。

この統計での商品分類は期間内で一定ではなく、後の年次になるほど細分化され、新商品が登場している。人絹(No. 14)や写真用フィルム(No. 30)は後になって始めて輸入されるようになったものである。表中の「—」はその年次に当該商品が輸入されなかったことを表わす。

61品目の輸入額合計の全輸入に占めるシェアは1893年に63.9パーセント、以下68.6 66.7 60.0 70.1 69.0 67.0 66.9 66.5 29.1パーセントである。1938年のカバレッチが低いのはこの前年すでに重要物資の輸入統計公表が中止されているためである。

No. 62の「全輸入品」は、この統計に記録されている全輸入品についての平均関税率を求めたものであり、61品目の個別関税率の単純算術平均値(第3、4表の最終行)と区別されるべきものである。

《第3、4表》第2表掲載の61品目を付表の分類にしたがって産業別、用途別に分類し、それぞれについて関税率の単純算術平均値を求めたものである。平均値の算出にあたっては、その年次に輸入されなかった品目(第2表で「—」を付した

産業別・用途別商品分類表

* 数字は第2表の個別品目を表わす。

用途別分類	産業別分類 1次産品	軽工業品		重化学工業品		
		繊維製品	その他軽工業品	化学製品	金属及び金属製品	機 械
食 料 品	1		4 7			
	2		5 9			
	3		6			
	32		8			
粗原料品	10 34					
	11 35					
	21 36					
	33 45					
中間財 I		12	22	37	46	
		13	23	38	47	
		14	24	39		
中間財 II		15	25	40	48 52	
		16	26	41	49 53	
		17	27	42	50	
					51	
資 本 財						55
						56
						57
						58
消 費 財		18	28	43	54	59
		19	29	44		60
		20	30			61
			31			

もの)は除いてある。

関税関係主要文献一覧

- [1] 大蔵省編纂『明治大正財政史』第8巻(関税), 財政経済学会刊, 昭和13年。
- [2] 大蔵省編『昭和財政史』第13巻(国際金融・貿易), 東洋経済新報社, 昭和38年。
- [3] 大蔵省関税局編『税関百年史』上, 下巻, 日本関税協会, 昭和47年。
- [4] 大蔵省税関部編『日本関税・税関史資料』全3巻(I, 法令, II, 関税率, III, 統計), 日

本関税協会, 昭和35年。

- [5] 岡 茂男『戦後日本の関税政策』, 日本評論社, 昭和39年。
- [6] 大蔵省『財政金融統計月報』関税特集号 No. 144(昭和38年10月), No. 178(41年8月), No. 197(43年2月), No. 246(47年8月)。
- [7] 上田貞次郎『最近商業政策』, 日本評論社, 昭和8年。
- [8] 大蔵省関税局編『大日本外国貿易年表』
(一橋大学経済学部)

農 業 経 済 研 究

第44巻3号

発 売 中

《論 文》

- 大 淵 素 行: 位置の差額地代・第II形態の研究 (1)
- 橋 本 玲 子: 府県別工業統計の歴史的考察 (1)——1920年代を中心に——
- 杉 山 道 雄: アメリカにおける資本家的採卵経営の発展 (1)
——カリフォルニア州での事例分析——
- 甲 斐 論: 子牛生産経営の規模拡大の条件

B5判・48頁・360円

日本農業経済学会編集・発行/岩波書店発売